

## 1 趣旨

市民の文化芸術に親しむ環境づくりの促進を図るため、市内の個人・団体がカルチャー・アート活動（市内において文化芸術に関する公演等を開催する活動）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 2 対象者

下記要件のいずれにも該当する個人または団体とします。

- (1) 18歳に達している者が申請者であること。
- (2) 30人以上の来場が見込まれ、観覧または鑑賞ができる事業を実施すること。

## 3 対象事業

市内の施設・店舗等において個人または団体が開催する音楽・演劇・舞踊・ダンス等の公演、美術の展覧、その他文化芸術の振興に寄与する市長が特に認める催しで、当該年度内に完了するもの。

有料のコンサートなど営利を目的としたものであるか否かは問いません。

ただし、以下の事業に該当する場合は交付対象外となります。

### 【対象外事業】

- (1) カルチャー・アート活動の観客、観覧者などが特定の個人または団体のみの催しとなる事業
- (2) 補助金の交付申請を行う団体に所属する者のみによる催しとなる事業
- (3) 他の補助金等の交付対象となる事業
- (4) 中野市が主催、共催する事業
- (5) 政治活動、宗教活動または慈善事業への寄付を目的とする事業
- (6) 公序良俗に反する事業

事業の開催を広く市民等に周知し、誰もが参加できるものを対象とします。  
(家族・親族・友人のみが参加する事業は対象となりません。)

## 4 審査基準

### (1) 実現性

事業の内容、規模、実施方法等が具体的かつ適切であり、目標や予算、課題の設定が妥当であること。

### (2) 効果、波及性

文化芸術に誰もが触れ参加できるなど、文化芸術に親しむ環境を促進する活動であり、地域に賑わいや活力を醸成する環境づくりを促進するなど地域への好影響が期待できる活動であること。

### (3) 継続性、発展性

文化芸術活動の継続や継承につながっていくことが見込め、文化芸術の更なる活動の広がりが期待できること。

### (4) 創造性、独創性

文化芸術活動の相乗効果を生み出す活動や新たな可能性が感じられる活動など創造的な活動であり、申請者独自の発想や特色などを活かした独創的な活動であること。

## 5 対象経費

外部から招いた演奏家等への謝金、旅費、会場・舞台費、印刷費、宣伝費等の催しの開催に要する経費

## 6 補助金額

補助率は10/10以内とし、次に掲げる限度額を上限とします。

補助金額	開催場所、来場者要件
上限 200,000 円	市の公共施設で開催した場合
上限 500,000 円	市の公共施設で開催し、来場者が500人以上となることが見込まれる場合 ※今年度初開催となる事業は対象となりません。 ※事業の開催が2回目以降となる場合は、前回開催時の来場者実績を参考とします。
上限 50,000 円	上記以外の場所で開催した場合（市内での開催に限る）

補助金の交付は、1団体（個人）につき同一年度内で1回までとします。  
対象経費の合計額が上限額に満たない場合は、その金額とします。

## 7 申請方法

以下の(1)～(4)の書類を作成のうえ、事業を開催する30日前までに、電子メールで提出いただくか、中野市くらしと文化部文化スポーツ振興課の窓口を持参し提出してください。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体構成員名簿

事業完了後30日経過した日もしくは、令和9年3月31日（水）のいずれか早い日までに、以下の(5)～(9)の書類を作成のうえ提出してください。

- (5) 実績報告書（様式第3号）
- (6) 実績調書
- (7) 収支決算（見込）書
- (8) 経費の支払を証する書類
- (9) 請求書（様式第4号）

## 8 受付開始日

令和8年5月12日（火）

申請多数により、予算額に達した場合は、受付を終了します。

## 9 問い合わせ

中野市くらしと文化部 文化スポーツ振興課 文化振興係

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号

電話：0269-22-2111（内線394）

Eメール：bunshin@city.nakano.nagano.jp

申請に際しご不明な点等があれば、事前にご相談ください。